

**DV(配偶者などからの暴力) 電話相談をご利用ください** 無料

配偶者や恋人からの暴力や暴言に一人で悩んでいませんか。そんなときはまずお電話を。個人情報保護されますので、安心してご相談ください。

- 〈相談窓口〉
- 中央子ども家庭支援センター(☎537-5666)
  - 県婦人相談所(☎544-3900)
  - アイネス(☎534-8874)

**国民年金保険料を納めることが困難なときは申請を**

経済的理由などで、保険料の納付が困難な場合は、保険料の免除・猶予制度がありますのでご利用ください。

これらの制度は、2年1カ月前までさかのぼって申請できます。  
 申請場所:国民年金室(本庁舎1階⑩番窓口)、各支所、本神崎・一尺屋連絡所  
 国民年金室(☎537-5617)

**空き家対策セミナー&相談会** 無料

- ①**空き家対策セミナー**  
 時2月19日(日) 午前10時~11時30分  
 演題:空き家問題と相続対策  
 講宮本 和明氏(大分財産コンサル(株)代表取締役)  
 定50人(先着順)
- ②**空家等相談会**  
 時2月19日(日) 午後1時~4時  
 内空き家の管理、売買・賃貸、リフォーム、相続、解体等の相談  
 対空き家の所有者・管理者、将来空き家になる可能性がある家屋を所有している人  
 場J:COM ホルトホール大分2階 201・202会議室  
 他・問①は事前申込みが必要で、②は当日先着順です。詳しくは、住宅課(☎585-6012)へ。

**新環境センター整備に係る環境影響評価書を縦覧します**

対象事業:新環境センター整備事業  
 縦覧期間:2月15日(水)~3月14日(火)  
 縦覧場所:清掃施設課(本庁舎4階)、大南市民センター1階  
 他・問縦覧期間内は市ホームページでもご覧いただけます。詳しくは、清掃施設課(☎537-5659)へ。

**無料人権相談を行います**

時3月1日(水) 午前10時~正午、午後1時~3時  
 内相談内容:人権問題について  
 相談員:人権擁護委員  
 場・個人権啓発センター(ヒューレおおい)(J:COM ホルトホール大分1階 ☎576-7593)

**市民課などの窓口時間を午後6時まで延長しています**

開庁日時:月~金曜日(祝日を除く)  
 午前8時30分~午後6時

| 対象窓口      | 午後5時15分以降の対象業務  | 問い合わせ                                  |
|-----------|---|--|
| 市民課       | ●戸籍・住民異動・印鑑登録、水道使用の受け付けなど<br>●戸籍・住民票・印鑑登録証明書・マイナンバーカードなどの交付 | ☎537-5614                              |
| パスポートセンター | 旅券交付  | ☎574-6355                              |
| 国保年金課     | 国民健康保険・後期高齢者医療の①資格、税額 ②給付 ③納付                               | ①☎537-5736<br>②☎537-5735<br>③☎537-5738 |
| 国民年金室     | 国民年金の加入・変更、保険料免除など  | ☎537-5617                              |
| 障害福祉課     | ①医療費助成、各種手当 ②障害福祉サービスに関する事                                  | ①☎537-5786<br>②☎537-5658               |
| 子育て支援課    | 児童手当、児童扶養手当、医療費助成など   | ☎537-5793                              |
| 子ども入園課    | 認可保育施設の入所に関する事  | ☎537-5794                              |
| 税証明窓口     | 税証明のうち「所得証明書」「市民税・県民税課税証明書」の交付                              | ☎537-5673                              |

**特別児童扶養手当をご存じですか**

心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に、特別児童扶養手当を支給しています。なお、所得制限などの要件があります。詳しくは、お問い合わせください。  
 問障害福祉課(☎537-5786)

**認知症カフェを運営する団体を補助します**

認知症の人とその家族、地域住民、専門職など、誰もが気軽に集い、おしゃべりや情報交換等ができる交流の場を運営する団体へ運営費を補助します。  
 他・問補助金額や対象経費など詳しくは、市ホームページをご覧になるか、長寿福祉課(☎537-5771)へ。

**お知らせ**

**電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の申請は2月28日(火)までです**

内1世帯当たり5万円  
 対4年度住民税均等割非課税世帯、4年1月から12月までの家計急変世帯  
 他・問申請が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧になるか、市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター(☎514-8800)へ。

**物価高騰の影響を受ける中小企業者等に支援金を給付します**

内給付額:法人…20万円、個人事業主…5万円  
 対4年4月~12月までの任意の連続する3カ月の売上額に占める仕入額の割合が、前年同期の割合と比較して3%以上増加している中小企業者等  
 申申請期限:4月28日(金)  
 問市中小企業者等物価高騰対策支援金コールセンター(☎0120-984-436)

**統一地方選挙のお知らせ**

◎選挙名と投票日

| 選挙名                  | 投票日      |
|----------------------|----------|
| 大分県知事選挙・大分県議会議員選挙    | 4月9日(日)  |
| 大分市長選挙(大分市議会議員補欠選挙)* | 4月23日(日) |

※大分市議会議員に欠員が生じた場合

◎立候補予定者説明会

|    | 大分県議会議員選挙(大分市選挙区)     | 大分市長選挙(および大分市議会議員補欠選挙) |
|----|-----------------------|------------------------|
| 日時 | 3月3日(金) 午後1時30分~4時30分 | 3月10日(金) 午後1時30分~4時30分 |
| 場所 | 市役所本庁舎8階 大会議室         |                        |

◎立候補届出

|    | 大分県議会議員選挙(大分市選挙区)     | 大分市長選挙(および大分市議会議員補欠選挙) |
|----|-----------------------|------------------------|
| 日時 | 3月31日(金) 午前8時30分~午後5時 | 4月16日(日) 午前8時30分~午後5時  |
| 場所 | 市役所本庁舎8階 大会議室         |                        |

※大分県知事選挙の立候補予定者説明会および立候補届出の受け付けについては、大分県選挙管理委員会(☎506-2412)へお問い合わせください。  
 問選挙管理委員会事務局(☎537-5652)

**民生委員・児童委員の活動をご存じですか**

民生委員・児童委員は、地域を見守り、住民の身近な相談役として、厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。相談の内容に応じて福祉の専門機関を紹介するなど、住民と関係機関との大切なつなぎ役も担っています。



- どんな活動をしている?**
- 住民の介護・子育て・生活困窮などの相談
  - 住民の居場所づくりや仲間づくりへの協力
  - 福祉の関係機関との連携

民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容の秘密を守り、個人情報やプライバシーの保護にも配慮しています。お住まいの地域の民生委員・児童委員が分からない場合は、福祉保健課へお問い合わせください。

問 福祉保健課 ☎537-5623

**災害時の避難支援への取り組みを進めています**

自宅で生活している高齢者や障がいのある人の中には、災害時に一人で避難することが困難で、支援を必要とする人(避難行動要支援者)がいます。

市では、避難行動要支援者が災害時に地域の中で支援を受けられるように名簿を作成し、本人の同意を得た上で、住所や氏名、必要な支援内容などの情報を平常時から自治委員や民生委員など(避難支援等関係者)に提供し、実効性のある避難支援につなげていく取り組みを進めています。

- 同意書の送付  
 避難に支援が必要と判断される人に、自身の名簿情報を地域の関係者に提供してもよいか確認するために、市から同意書を随時送付しています。同意書を受け取った人は、名簿情報の地域への提供に「同意する」「同意しない」にかかわらず、同封の返信用封筒で福祉保健課へ必ず返送してください。
- 同意書を送付する人
1. 身体障害者手帳第1種を所持する人
  2. 療育手帳A1、A2を所持する人
  3. 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人
  4. 障害福祉サービスのうち「同行援護」「行動援護」の支給決定をされた人
  5. 要介護認定3~5を受けている人
  6. 「特定医療費(指定難病)受給者証」および「特定疾患医療受給者証」所持者のうち、業務担当課が指定する疾患の人
  7. 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者のうち、重症認定された人

問 福祉保健課 ☎585-6022

